別記様式（第六条関係）

表面

第　　号

身分証明書

官職又は職名
氏　　名
生年月日

写　真

上記の者は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第９条第１項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日
（　　年　　月　　日まで有効）

厚生労働大臣　　印

裏面

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律抜粋

第九条　厚生労働大臣は、調査研究等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定調査研究等法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条　第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした指定調査研究等法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

２　指定調査研究等法人の役員又は職員が指定調査研究等法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定調査研究等法人に対しても、同項の刑を科する。

（備考）規格は、縦5.4㎝×横8.5㎝とする。

○厚生労働省令第四十一号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第一項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月五日　　厚生労働大臣　根本　匠

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格取得の届出） **第一条の二**　法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達した日（同じ。）の提供を受けることにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。 一　～四　（略） ２　（略） ３　前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　第三号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　日本国籍を有しない者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、ローマ字により氏名を表記した書類	（資格取得の届出） **第一条の二**　法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一　～四　（略） ２　（略） ３　前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　第三号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　日本国籍を有しない者（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、ローマ字により氏名を表記した書類